

# 下関市総合計画

Shimonoseki City Master Plan

## [第5章]

誰もが健康で、ふれあいを  
大切にした温かみのあるまち

- 第1節 保健・医療の充実
- 第2節 国民健康保険事業の充実
- 第3節 地域福祉の充実
- 第4節 高齢者福祉の充実
- 第5節 障害者福祉の充実
- 第6節 児童福祉の充実
- 第7節 母子・父子福祉の充実
- 第8節 低所得者福祉の充実
- 第9節 介護保険事業の充実



# 第1節 保健・医療の充実

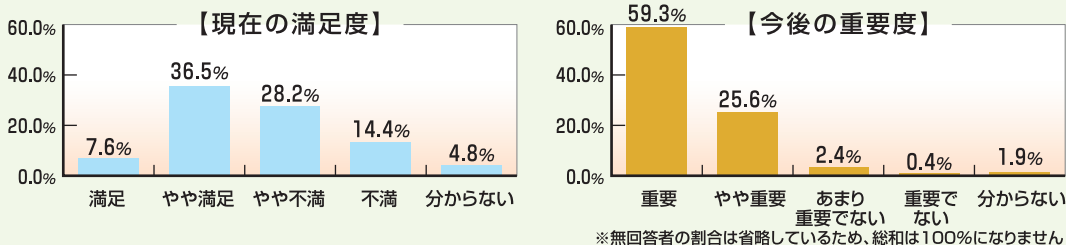
## 《現状と課題》

日本の平均寿命は世界最高水準に達し、また、「健康であり続けたい」という要求がますます高まっています。しかしながら、食生活を中心とした生活様式の変化や便利さの中で、運動量の減少、生活習慣病の拡大、高齢化の進展による健康に対する不安等が増えています。

このため、市民一人ひとりが若い時期から健康を意識し、誰もが充実した人生を過ごすことのできるまちづくりが求められます。これは、医療費や社会保障費の抑制の観点からも重要な課題といえます。

### ■ 市民アンケート調査結果による施策の満足度・重要度 (回答者…2,430人)

#### 健康づくりの推進、救急医療体制、医療施設の充実など



### ■ 医療施設数・従事者数

(単位: 箇所、人)

| 区分  | 医療施設数(H15.10.1) |       |       | 医療従事者(H14.12.31) |      |       |             |
|-----|-----------------|-------|-------|------------------|------|-------|-------------|
|     | 病院              | 一般診療所 | 歯科診療所 | 医師               | 歯科医師 | 薬剤師   | 看護師<br>准看護師 |
| 下関市 | 32              | 278   | 147   | 601              | 196  | 424   | 3,634       |
| 山口県 | 152             | 1,323 | 681   | 3,269            | 883  | 2,667 | 18,069      |

資料：山口県厚生課「平成17年刊山口県統計年鑑」

## 《基本方向》

- 保健については、健康の増進による生活習慣病の予防を積極的に図る観点から、本市における健康づくりの計画等の取り組みを踏まえ、健康診査や健康教育・相談、訪問指導のほか、住民主体による健康づくり活動の積極的な支援を行い、市民の健康寿命<sup>1</sup>の延伸・生活の質の向上(生涯現役の人生)の実現に努めます。

<sup>1</sup> 健康寿命: 心身ともに自立した活動的な状態で生活できる期間のこと。

- 医療については、救急医療と併せて市内の医療機関の総合ネットワーク<sup>2</sup>の構築を図るとともに、農山漁村を中心にへき地総合医療体制<sup>3</sup>の整備及び専門医等の誘致を行います。また、高度、特殊な診療や治療、新たな医療ニーズへの対応、医療水準の向上や地域医療の支援を行うため、医療施設の機能維持・強化に努めます。

### 《施策体系図》

保健・医療の充実

健康づくりの促進

地域医療体制の充実

### 《各事業の方向》

## 1 健康づくりの促進

### (1) 総合的な保健活動拠点の整備

市民の健康づくりに関する多様なニーズに応じ、きめ細かな保健サービスを効果的に提供するため、活動拠点となる各保健センターの機能強化及び保健センター等拠点施設の整備に努めるとともに、健康づくりに関する広域的な推進体制を整備します。

### (2) 地域保健、健康づくり対策の充実

市民自ら地域の健康課題に気づき、健康づくりへの主体的な取り組みを促進するため、新たに策定する健康づくりの推進計画に基づき、乳幼児から高齢者まで市民のさまざまな立場や段階に応じた適切な事業を推進します。

市民が生涯を通じて健康を保持・増進できるよう、食習慣や運動、休養等生活習慣の改善、生活習慣病の予防と早期発見を促進する等、各種保健事業を実施します。

市民一人ひとりが、食に関する適切な判断を養い、生涯にわたって食を楽しむ心をもって実践することにより市民の心身の健康増進と豊かな人間性を育むように取り組みます。

健康危機<sup>4</sup>発生等の緊急時に対応するため、保健所機能の強化を図り、感染症対策の充実に努め、結核予防事業の推進を図ります。

少子化や核家族化による母子を取り巻く環境の変化に応じ、子どもを安心して生み、育てることができるよう妊産婦、乳幼児等に対して、健診指導、母子保健相談、健康

<sup>2</sup> ネットワーク: 網状につながったもの。またはつながりのこと。

<sup>3</sup> へき地総合医療体制: 人口の減少や高齢化が著しく、交通条件等に恵まれない地域においても、地域間で格差が生じないように診療所運営や巡回診療等の総合的な保健・医療サービスを供給するための体制。

<sup>4</sup> 健康危機: 食中毒、感染症、毒物劇物、医薬品、各種災害その他何らかの原因により生命と健康の安全を脅かす事態。

審査等の充実に努めます。

歯科保健について、健康診査・健康相談・健康教育等を行い、生涯を通じた歯の健康づくりを推進します。

精神保健について、こころの健康や精神障害者の保健、医療等に関する相談、訪問指導、家族教室等を実施するとともに、社会復帰を目的とした相談指導に努めます。

社会的な健康づくりについて、スポーツ、文化活動、社会活動等の場となる健康増進施設の整備を検討していきます。

さらに、保健活動の地域間連携による広域的な健康づくりと健康なまちづくりを推進します。

## 2 地域医療体制の充実

### (1) 救急医療体制の充実

傷病者の症状に応じ、適切な救急医療体制を強化します。市民に身近な一次救急医療<sup>5</sup>機能の充実に努めるとともに、二次救急医療<sup>6</sup>及び三次救急医療<sup>7</sup>については、救急医療を完結するために必要な高度救急医療機能の整備充実を図ります。

医師の確保が困難となっている小児救急医療、周産期医療<sup>8</sup>については、その充実に努めます。

市立3病院については、24時間救急体制を維持・強化するとともに、特に中央病院は災害拠点病院<sup>9</sup>としての機能の充実・強化を図ります。

### (2) 高度医療機器の充実

新たな医療ニーズへ対応するため、高度医療機器の導入を図るとともに、最新医療技術を確保すべく、既存の医療機器の更新に努めます。

### (3) 病院、診療所の充実

中央病院については、がん診療連携拠点病院として、地域の医療機関との連携をはじめとする各種医療体制の強化を図り、豊浦病院については、地域の基幹病院としての整備を、豊田中央病院については、へき地においても市民が等しく適切な医

<sup>5</sup> 一次救急医療: 主として入院を必要としない救急患者に対する医療を提供するもの。夜間急病診療所や在宅当番医制度などがある。

<sup>6</sup> 二次救急医療: 原則として一次救急医療からの患者を受け入れ、主として入院、手術等の治療が必要な重症患者の医療を提供するもの。

<sup>7</sup> 三次救急医療: 一次救急医療及び二次救急医療の後方病院として、一次及び二次救急医療施設からの転送患者を受け入れ、重篤救急患者の救命医療を提供するもの。

<sup>8</sup> 周産期医療: 周産期とは妊娠後期から新生児早期までのお産にまつわる時期を一括した概念をいい、この時期に母体、胎児、新生児を総合的に管理して母と子の健康を守ること。

<sup>9</sup> 災害拠点病院: 地震などの災害時に、24時間緊急対応し、被災地内の傷病等の受け入れ及び搬出を行なうことが可能な体制を有する病院のこと。

療を受けられるよう、医師の確保を図るなど、市民の多様な医療ニーズに対応できるような医療機能の充実に努めます。



下関市立中央病院



マルチスライスCT (下関市立中央病院)



## 《主要な事業》

| 事業        | 事業概要  | 事業主体                                    |
|-----------|---|---|
| 健康づくりの促進  | <b>総合的な保健活動拠点の整備</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>各保健センターの機能強化</li> <li>広域的な推進体制の整備</li> <li>保健センター等拠点施設の整備</li> </ul>  | 市<br>市<br>市                             |
|           | <b>地域保健、健康づくり対策の充実</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>新たな健康づくりの推進計画の策定及び事業の推進</li> <li>食育<sup>10</sup>の推進・計画の策定</li> <li>保健所機能の強化</li> <li>感染症、結核予防事業の推進</li> <li>成人、婦人、乳幼児等市民健康診査の充実</li> <li>歯科保健、精神保健事業の充実</li> <li>健康教育、指導の充実</li> <li>健康増進施設の整備</li> <li>地域間連携による広域的健康づくりと健康なまちづくりの推進</li> </ul> | 市<br>市<br>市<br>市<br>市<br>市<br>市<br>民間・市 |
| 地域医療体制の充実 | <b>救急医療体制の充実</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>救急センター等の整備</li> <li>休日等、夜間急病対策業務の推進</li> <li>小児救急医療、周産期医療の充実</li> </ul>   | 市<br>市<br>市                             |
|           | <b>高度医療機器の充実</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>新たな医療ニーズに対応する高度医療機器の導入</li> <li>定期的な医療機器の更新による医療機能の維持</li> </ul>  | 市<br>市                                  |
|           | <b>病院、診療所の充実</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>病院、診療所の健全な運営と医療サービスの充実</li> <li>へき地等における医療体制の充実</li> <li>病院、診療所の整備</li> </ul>   | 市<br>市<br>市                             |

【第5章】 誰もが健康で、ふれあいを大切にしたい温かみのあるまち

<sup>10</sup> 食育：国民一人ひとりが食について考える習慣、正しい知識及び食を選択する判断力を身に付けるための学習や教育活動を指す。

## 第2節 国民健康保険事業の充実

### 《現状と課題》

国民健康保険は、ある日突然に病気やけがをした場合にも、安心して医療が受けられるよう、日頃からお金を出し合い(すなわち保険料を納め)、それを医療費に充てるといった助け合いの制度です。

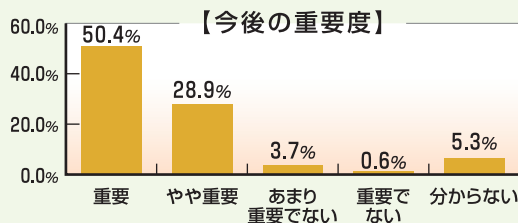
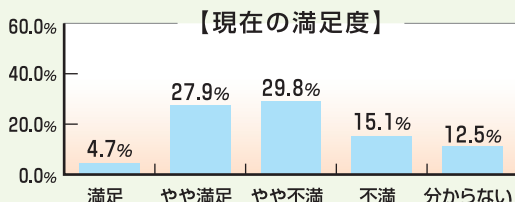
今日、食生活を中心とした生活様式の変化や便利さの中で運動量の減少による生活習慣病<sup>1</sup>の増加、また、医療の高度化に伴う医療費の増大は、保険制度を維持していく上で、大きな課題となっています。

これらの病気にかかる入院や通院費用の家族や社会の負担は、増加の一途をたどっており、今後、保険制度の健全な運営が必要とされています。

#### ■ 市民アンケート調査結果による施策の満足度・重要度

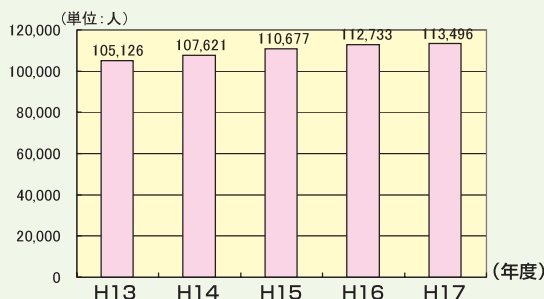
(回答者…2,430人)

##### 保健サービスの充実、適正かつ安定した制度の運営

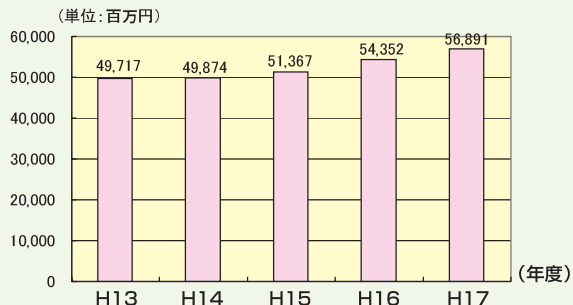


※無回答者の割合は省略しているため、総和は100%になりません。

#### ■ 被保険者数の推移



#### ■ 医療費(総額)の推移



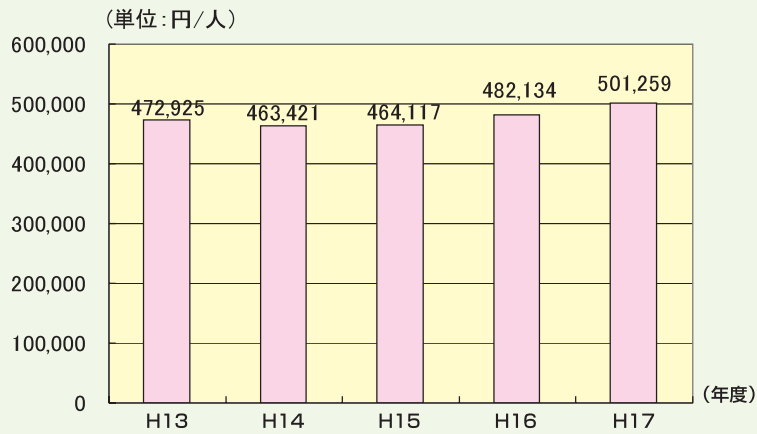
※医療費=診療費+調剤費+入院時食事療養費+訪問看護費+施設療養費

※平成16年度までの数値は、合併前の旧1市4町がひとつの市(保険者)であったと仮定したものの。

資料:下関市福祉部

<sup>1</sup> 生活習慣病:一般的に30~40歳代以上の世代から発症しやすくなり、かつその症状に食事習慣、運動習慣、肥満、喫煙、飲酒などの生活習慣が深くかかわると考えられている病気(糖尿病・高脂血症・高血圧・高尿酸血症など)の総称である

### ■被保険者一人当たり医療費等の推移



※平成16年度までの数値は、合併前の旧1市4町がひとつの市(保険者)であったと仮定したもの。  
資料：下関市福祉部

## 《基本方向》

- 国保財政の健全化に努め、保健・福祉との連携を強化し、被保険者の健康の保持と増進を目的とした、事業の拡大・充実を図ります。

## 《施策体系図》

国民健康保険事業の充実

国民健康保険の適正な運営

## 《各事業の方向》

### 1 国民健康保険の適正な運営

#### (1) 国民健康保険制度の充実

保険制度の適正かつ安定した運営を図るため、正確な資格管理のもとで、給付の適正化を推進するとともに、滞納者対策を強化し、保険料の収納率向上に努めます。

保健・福祉との連携を強化し、保健事業の充実を図り、被保険者の健康の保持と増進に努めます。

## 《主要な事業》

| 事業           | 事業概要  | 事業主体   |
|--------------|---|--------|
| 国民健康保険の適正な運営 | <b>国民健康保険制度の充実</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 保健サービスの充実</li> <li>● 適正かつ安定した制度の運営</li> </ul> | 市<br>市 |



## 第3節 地域福祉の充実

### 《現状と課題》

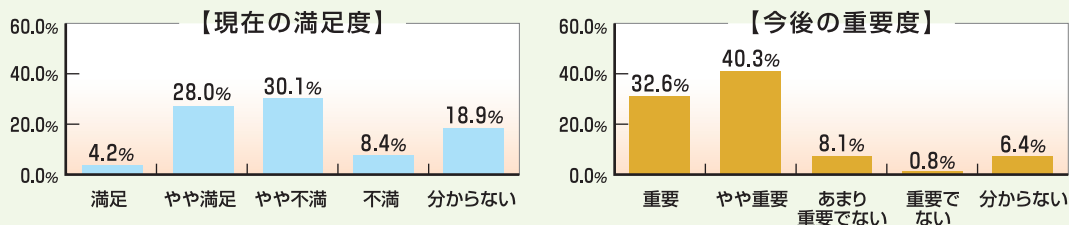
わが国においては、かつての伝統的な家庭や地域の相互扶助機能は弱体化し、地域住民の社会的つながりも希薄になるなど地域社会は変容しつつあり、高齢者、障害者等の生活上の支援を要する人々は一層厳しい状況におかれています。

他方で、近年、市町村を中心とする福祉施策が盛んになり、ボランティア<sup>1</sup>やNPO<sup>2</sup>等も活発化し、福祉を通じて新たなコミュニティ<sup>3</sup>形成を図る動きも顕著となっております。

こうした社会状況の中で、社会福祉を身近な日々の暮らしの場である地域社会での多様な生活課題に地域全体で取り組む仕組みとしてとらえ、誰もが安心して充実した生活が送れるような地域福祉を充実させていくことが求められています。

■ 市民アンケート調査結果による施策の満足度・重要度 (回答者…2,430人)

#### ボランティア活動支援、福祉教育・各種相談の充実など



※無回答者の割合は省略しているため、総和は100%になりません。

<sup>1</sup> ボランティア:自主的に社会事業などに参加し、無償の奉仕活動をする人。

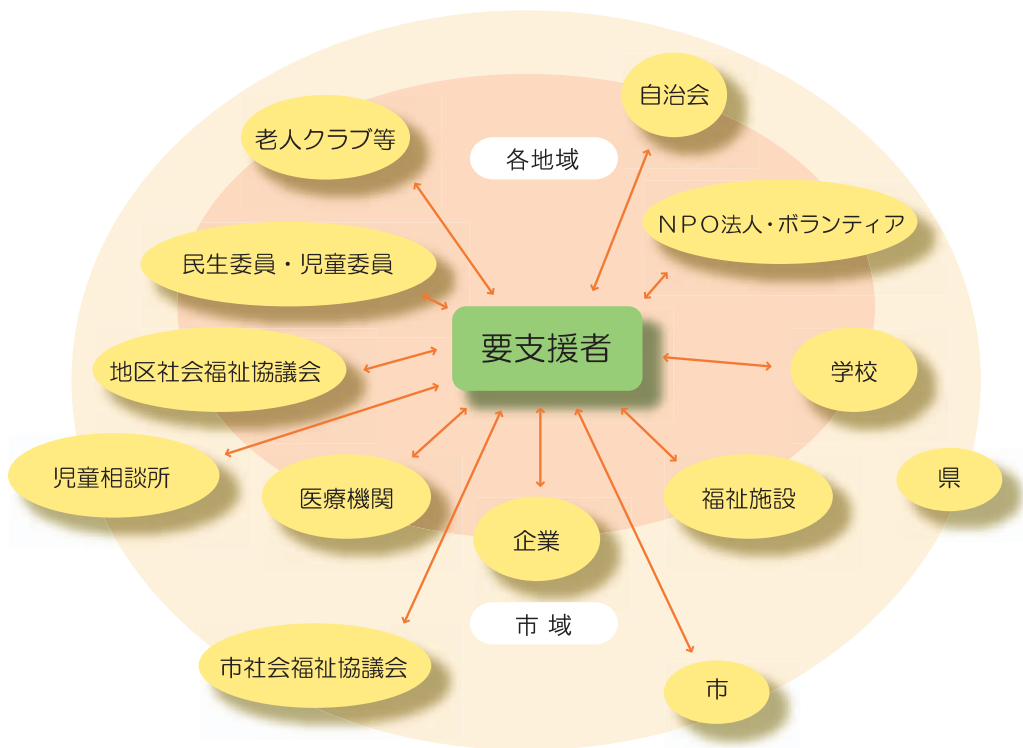
<sup>2</sup> NPO: Non-Profit Organizationの略称。医療・福祉や環境保全、災害復興、地域おこしなど、さまざまな分野における営利を目的としない、住民の自発的な意思による活動団体。

<sup>3</sup> コミュニティ:地域社会を意味する語。

## 《基本方向》

- 行政、地域組織、社会福祉団体、企業、個人がともに連携を深め、地域福祉活動を積極的に展開していくため、活動支援体制の整備等を促進します。

### ■ 地域福祉のイメージ



## 《施策体系図》

地域福祉の充実

地域福祉の推進

## 《各事業の方向》

### 1 地域福祉の推進

#### (1) 地域福祉活動の推進

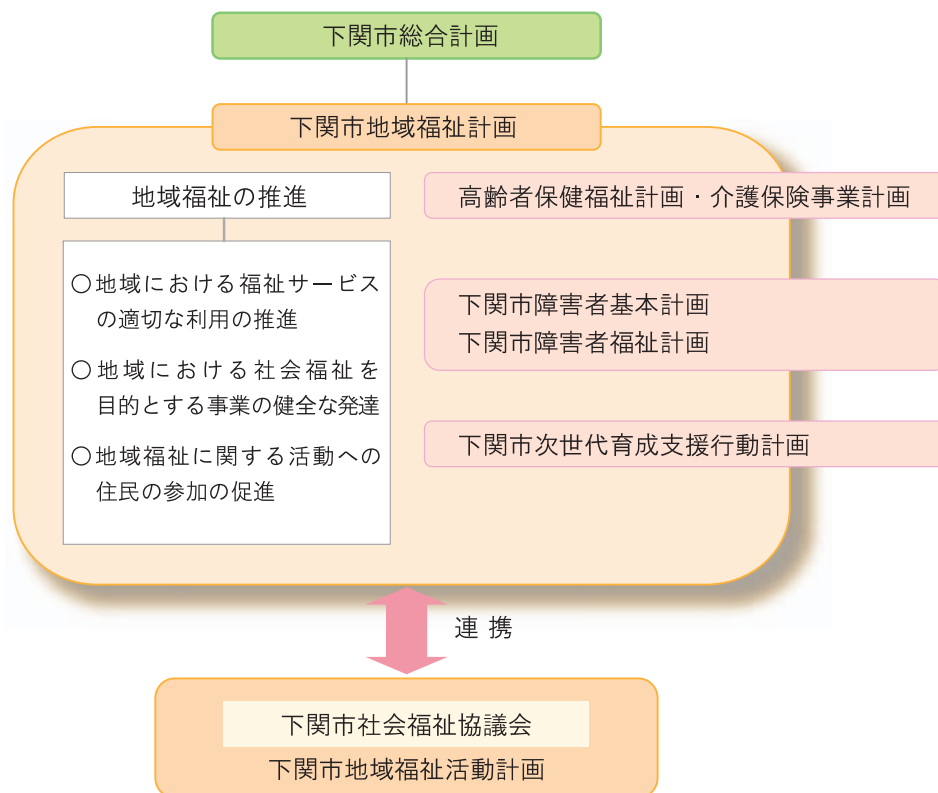
社会福祉に関する地域の機能や役割の変化を適切にとらえ、地域福祉の新たな担い手として期待されるNPOや民間事業者等との連携を踏まえた新たな地域福祉計画<sup>4</sup>を策定します。

<sup>4</sup> 地域福祉計画: 市民等の参加を得て、地域社会での多様な生活課題に対して、地域全体で取り組む体制を整備するために市が策定する計画。

また、地域の社会福祉活動の中核的な役割を担う社会福祉協議会の体制強化と支援の充実とともに、ボランティア等民間活動団体への支援の充実に努めます。

地域福祉の向上は、市民すべてに通じる課題であり、市民一人ひとりに対する福祉教育や各種相談の充実に努めます。

### ■ 地域福祉計画の位置づけ



【第5章】 誰もが健康で、ふれあいを大切にしたい温かみのあるまち

## 《主要な事業》

| 事業      | 事業概要  | 事業主体                       |
|---------|---|----------------------------|
| 地域福祉の推進 | <b>地域福祉活動の推進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>新たな地域福祉計画の策定</li> <li>社会福祉推進体制の整備</li> <li>社会福祉協議会の体制強化と支援の充実</li> <li>ボランティア等民間活動団体に対する支援</li> <li>福祉教育の充実</li> <li>各種相談事業の充実</li> </ul> | 市<br>市<br>市<br>市<br>市<br>市 |

## 第4節 高齢者福祉の充実

### 《現状と課題》

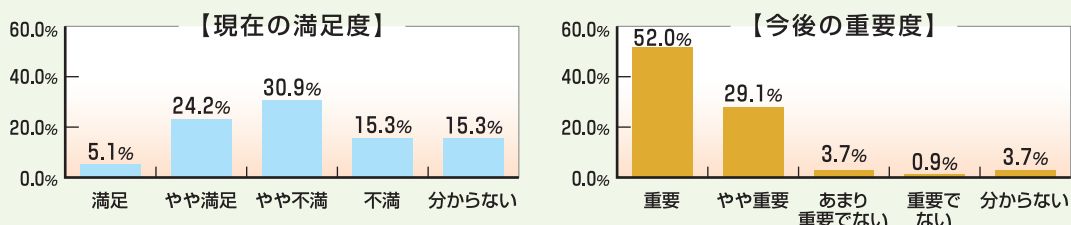
わが国の高齢者の割合は、年々高くなってきており、核家族化の進行によって独り暮らしや高齢者のみの世帯が増加しています。

本市の高齢化率は25.6%(平成18年5月末)であり、4人に1人が65歳以上となっています。元気で暮らす高齢者が増える一方、地域とのかかわりが薄らぐ中で閉じこもりや家庭での介護等、生活への不安や問題を抱える高齢者も増加しています。

また、就労意欲があってもその機会に恵まれない高齢者や、自らの経験と知識を地域社会の中で活かさない高齢者も少なくなく、高齢者の生きがいづくりが社会的課題となっています。

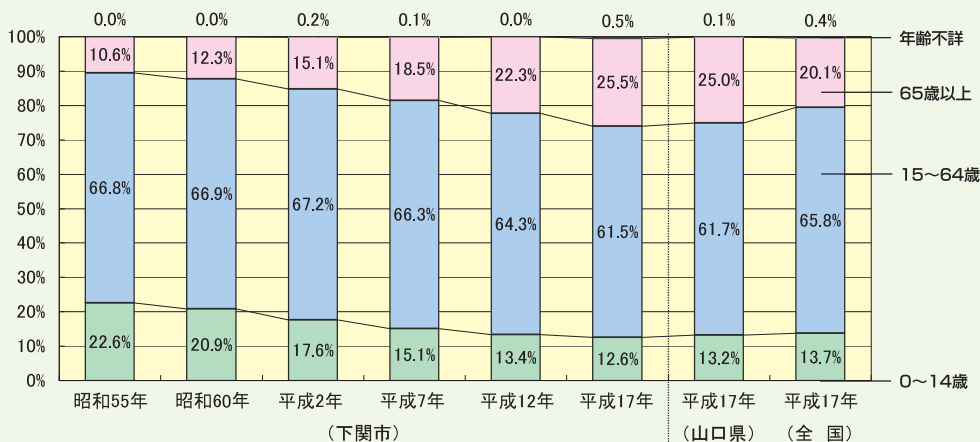
■ 市民アンケート調査結果による施策の満足度・重要度 (回答者…2,430人)

#### 福祉サービスの充実、生きがい対策、疾病・介護予防など



※無回答者の割合は省略しているため、総和は100%になりません。

■ 年齢階層別人口比の推移

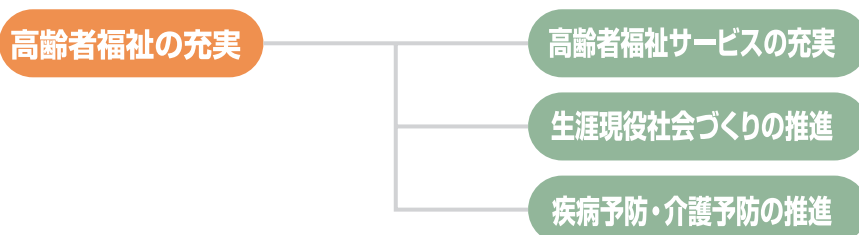


※割合は四捨五入しているため、総和が100%にならない場合があります。  
資料：総務省「国税調査」

## 《基本方向》

- 高齢者が住み慣れた地域や家庭で生きがいをもって安心して生活できるよう、生活支援サービスの充実を図るとともに、生涯現役社会づくりに向け高齢者の社会参加を促進するため、高齢者の知識・技能を活かした地域づくり活動、ボランティア<sup>1</sup>活動を支援します。

## 《施策体系図》



## 《各事業の方向》

### 1 高齢者福祉サービスの充実

#### (1) 在宅福祉サービス<sup>2</sup>の充実

介護予防・生活支援サービスを必要とする高齢者が生涯を通じて在宅で安心して暮らせるよう、デイサービスやショートステイ、配食、介護用品・日常生活用具等の給付、訪問理美容サービス等の充実をめめます。

また、独り暮らしの高齢者等が安心して生活できるよう、急病等の緊急事態に備えて緊急通報体制の整備に努めます。

#### (2) 高齢者福祉施設の整備充実

地域の特性に応じた高齢者福祉に関する公的施設の維持・管理に努めるとともに、民間法人の行う高齢者福祉施設等の整備を支援します。

### 2 生涯現役社会づくりの推進

#### (1) 高齢者生きがい対策の支援

高齢化の進展を踏まえ、高齢者等の就業機会の確保と健康保持、補助的収入の取得等生きがい対策を図るため、シルバー人材センター<sup>3</sup>の円滑な活動を支援します。

地域の老人クラブに対する助成、高齢者の生きがいや世代間交流につながる各種行事の開催等、地域の特性を活かした環境整備、活動支援等を通して、高齢者がいきいきと活動する地域づくり・まちづくりを推進します。

<sup>1</sup> ボランティア:自主的に社会事業などに参加し、無償の奉仕活動をする人。

<sup>2</sup> 在宅福祉サービス:日常生活に支障のある高齢者や身体障害者の家にホームヘルパー・介護者等を派遣し、掃除・洗濯・食事・入浴などの世話をすること。

<sup>3</sup> シルバー人材センター:定年退職者等の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業の機会を確保し、提供する業務を行う公益法人。労働省令で定める基準に基づき、都道府県知事が指定する。

### 3 疾病予防・介護予防の推進

#### (1) 地域保健、健康づくり対策の充実

安心して豊かにいきいきと暮らすことができるよう健康教育、健康相談等の充実を図り、高齢者の生活機能低下を早期に発見し、要支援・要介護状態になることの予防に努めます。

また認知症<sup>4</sup>に関する正しい知識の普及に努め、介護教室などを実施し、認知症への対応を支援します。

#### 《主要な事業》

| 事業           | 事業概要   | 事業主体        |
|--------------|--|-------------|
| 高齢者福祉サービスの充実 | <b>在宅福祉サービスの充実</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活支援サービスの充実（配食・介護用品・軽度生活援助・デイサービス・ショートステイ・日常生活用具等の給付・理美容サービス等）</li> <li>緊急通報体制の整備</li> </ul> | 市<br>市      |
|              | <b>高齢者福祉施設の整備充実</b>  | 市           |
| 生涯現役社会づくりの推進 | <b>高齢者生きがい対策の支援</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>シルバー人材センターの活動支援【再掲】</li> <li>老人クラブに対する助成</li> <li>各種行事等の開催</li> </ul>                       | 市<br>市<br>市 |
| 疾病予防・介護予防の推進 | <b>地域保健、健康づくり対策の充実</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>健康教育、指導の充実【再掲】</li> <li>認知症予防対策の充実</li> </ul>  | 市<br>市      |



みんなの健康のつどい

<sup>4</sup> 認知症: 脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態であるもの。



## 第5節 障害者福祉の充実

### 《現状と課題》

どのような障害のある人であっても、持てる能力を発揮し、自立した生活を営むことができる社会の実現が求められています。

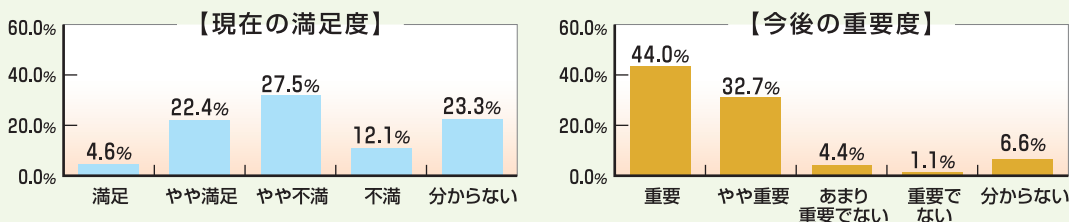
障害者が住み慣れた地域で生活を営むには、必要なサービスが受けられ、持てる能力を就労に結びつけることができる環境づくりが必要です。

こうした中、平成18年4月に障害者自立支援法<sup>1</sup>が施行され、障害の種別にかかわらず、障害者が必要とするサービスを利用するためのしくみが一元化されました。

障害福祉サービスを利用する人々が利用量と所得に応じた負担を行うことにより財源を確保し、地域の特性や市民のニーズに応じた必要なサービスを計画的に充実することとなりました。

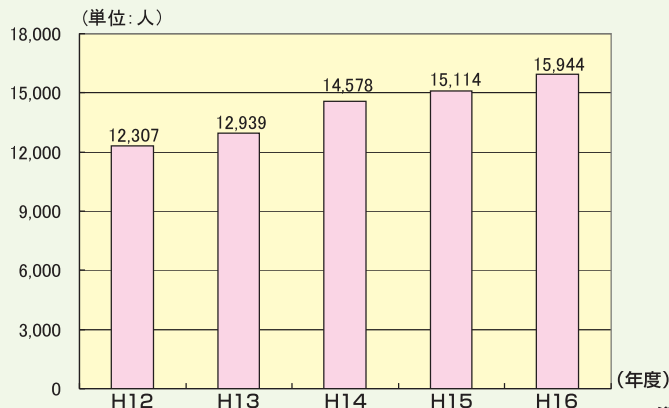
#### ■ 市民アンケート調査結果による施策の満足度・重要度 (回答者…2,430人)

##### 福祉サービスの充実、社会参画の促進など



※無回答の割合は省略してあるため、総和は100%になりません。

#### ■ 身体障害者手帳所持者数の推移



資料：下関市福祉部

<sup>1</sup> 障害者自立支援法: 障害の種別にかかわらず、どの障害の人も共通の福祉サービスを受け、地域で自立した生活を送ることを目指す制度のこと。

## 《基本方向》

- 障害者や家族介護者のニーズに対応するため、総合的な生活相談の充実、社会福祉施設等の整備を図るとともに、障害者の社会参加の促進に向けて、社会福祉法人等との連携による授産や就労機会の確保等に努めます。

## 《施策体系図》

障害者福祉の充実

障害者福祉サービスの充実

障害者の社会参加の促進

## 《各事業の方向》

### 1 障害者福祉サービスの充実

#### (1) 在宅福祉サービス<sup>2</sup>の充実

誰もが地域から必要な支援を得ながら、安心して、生きがいのある生活を送れるよう、自立支援給付等の障害福祉サービスを提供するとともに、福祉タクシー<sup>3</sup>助成制度、居宅介護等支援事業、障害者生活支援等に取り組み、地域の特性や利用者の状況に応じた地域生活支援事業を推進します。

#### (2) 障害のある児童等に対する支援の充実

障害のある児童の日常訓練、機能回復訓練等、在宅障害児に対する相談、指導の充実を図り、介護者の負担軽減等に努めます。

#### (3) 福祉医療費の充実

障害者に適切な医療が受けられるよう重度心身障害者<sup>4</sup>医療費の助成、自立支援医療給付<sup>5</sup>等、各種医療費の助成を行い、負担の軽減を図ります。

#### (4) 障害者福祉施設の整備充実

障害のある児童の通園施設の整備に取り組み、通園者の地域での生活基盤の確保及び社会参加の促進を図ります。

<sup>2</sup> 在宅福祉サービス:日常生活に支障のある高齢者や障害者の家にホームヘルパー・介護者等を派遣し、掃除・洗濯・食事・入浴などの世話をを行うこと。

<sup>3</sup> 福祉タクシー:障害者や高齢者のために介護の講習を受けたタクシー運転手がこれらの人々の乗り降りなどを含めて業務を行っているタクシー。

<sup>4</sup> 重度心身障害者:身体、知的または精神的障害があるために長期にわたり日常生活若しくは社会生活に相当な制限を受ける人を指す。

<sup>5</sup> 自立支援医療給付:これまで異なる法律に基づいてサービスが提供されていた、精神通院医療、更生医療、育成医療を「自立支援医療」とし、サービスの支給決定を全国的に一定の基準に沿って行うこと。

## 2 障害者の社会参加の促進

### (1) 障害者の生きがい対策の支援

障害者自身が、主体性、自主性をもって積極的に社会参加に取り組めるよう、福祉作業所等の運営をはじめとする就労支援、スポーツ行事等への参加を促進します。

### (2) 啓発・広報活動の推進

障害者が地域社会で安心して生きがいのある生活が送れるよう、ノーマライゼーション<sup>6</sup>理念の普及・啓発に取り組み、行政をはじめ、民間企業、NPO<sup>7</sup>、市民等の地域社会の構成員がお互いに支えあう環境づくりを推進します。

#### 《主要な事業》

| 事業                   | 事業概要   | 事業主体 |
|----------------------|--|------|
| 障害者福祉サービスの充実         | <b>在宅福祉サービスの充実</b>   |      |
|                      | • 福祉タクシー助成制度の充実  | 市    |
|                      | • 居宅介護等支援事業、デイサービス <sup>8</sup> 、ショートステイ <sup>9</sup> 等の充実 | 市    |
|                      | • 障害者生活支援の充実   | 市    |
|                      | <b>障害のある児童等に対する支援の充実</b>                                   |      |
|                      | • 在宅障害児に対する相談、指導の充実  | 市    |
| 障害者の社会参加の促進          | <b>福祉医療費の充実</b>  |      |
|                      | • 重度心身障害者医療費の助成  | 市    |
|                      | • 自立支援医療給付   | 市    |
|                      | <b>障害者福祉施設の整備充実</b>  | 市    |
|                      | <b>障害者の生きがい対策の支援</b>                                       |      |
|                      | • 福祉作業所等の運営に対する支援  | 市    |
| • スポーツ行事等への参加促進      | 市  |      |
| <b>啓発・広報活動の推進</b>    |  |      |
| • ノーマライゼーション理念の普及・啓発 | 市  |      |

<sup>6</sup> ノーマライゼーション:高齢者や障害者を社会から分離するのではなく、障害者も健常者も、高齢者も若者も、共に住み共に生活できるような社会にすること。

<sup>7</sup> NPO: Non-Profit Organizationの略称。医療・福祉や環境保全、災害復興、地域おこしなど、さまざまな分野における営利を目的としない、住民の自発的な意思による活動団体。

<sup>8</sup> デイサービス:障害者・高齢者に対して、日常生活動作の訓練や食事、レクリエーションを提供すること。

<sup>9</sup> ショートステイ:施設に短期間入所して、その施設において、お風呂の世話、トイレの世話、食事等の介護その他、日常生活上の世話およびリハビリを行うサービス。

## 第6節 児童福祉の充実

### 《現状と課題》

共働き世帯の増加、勤務時間の多様化、身近な子育て支援者の不在等、家族で子育てをしていくことがますます難しくなっております。また、児童虐待や育児放棄等も大きな社会問題となっています。

さらには、家庭での子育て力の低下に加えて、就業環境の変化や、地域の子育て力の低下も指摘されています。

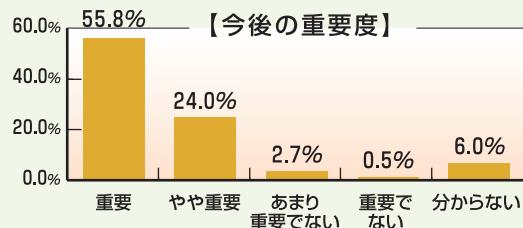
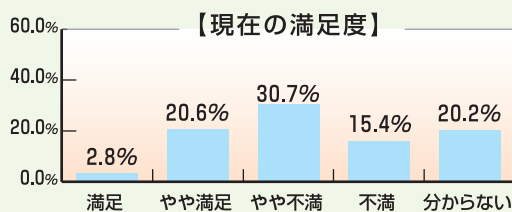
本市の将来を担う子どもが健やかに育つことは、子どもや家族だけでなく、社会にとっても大切なことであり、行政施策の中で、「児童福祉の充実」を重要と考える市民ニーズ<sup>1</sup>が高くなっています。

今後は、より一層地域社会が積極的に受け皿となり、子育てにかかわるサポート<sup>2</sup>体制をつくる等、子どもを安心して生み育てられる環境をつくっていく必要があります。

また、多様な保育ニーズに対応するため、保育園、幼稚園の連携を図る必要があります。

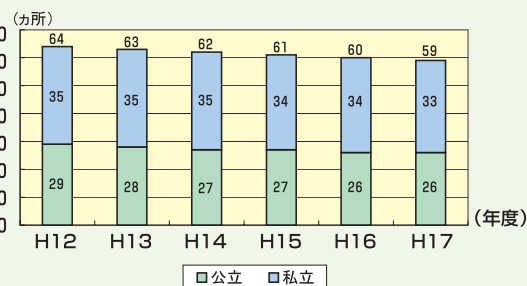
#### ■ 市民アンケート調査結果による施策の満足度・重要度 (回答者…2,430人)

##### 子育て支援、児童の健全育成、児童虐待の根絶など

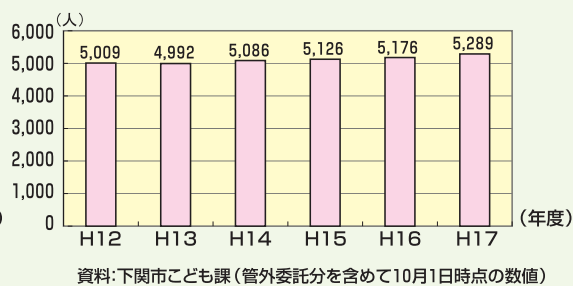


※無回答者の割合は省略しているため、総和は100%になりません。

#### ■ 保育所施設数の推移



#### ■ 保育所入所児童数の推移



資料:下関市こども課(管外委託分を含めて10月1日時点の数値)

<sup>1</sup> 市民ニーズ:市民の要求。需要。

<sup>2</sup> サポート:支持する、援助すること。支持、援助、支えのこと。

## 《基本方向》

- 急速な少子化の中で、多様化する保育需要に適切に対応するとともに、子育ての社会化に向け、保育所、児童館等の充実を図ります。
- 地域ぐるみで子どもや家族をサポートするネットワーク<sup>3</sup>をつくる等、子どもが健やかに育成される社会環境の整備に努めます。

## 《施策体系図》

児童福祉の充実

家庭への子育て支援

地域社会での子育て支援

## 《各事業の方向》

### 1 家庭への子育て支援

#### (1) 子育て支援の充実

共働きの子育て家庭が増加し、就業構造の変化や就労形態の多様化等により、保育サービスへのニーズも多様化しているため、児童クラブや地域子育て支援センターの充実、母親クラブ等の活動に対する支援等、子育てと仕事の両立に向けた各種相談や支援事業等に取り組みます。

また、地域社会全体で子育てについての正しい理解が深まるよう、家庭や子育てについての意識啓発活動を推進します。

### 2 地域社会での子育て支援

#### (1) 児童の健全育成、少子化対策の推進に向けた保育サービスの充実

地域ごとの保育が必要な児童の状況を踏まえつつ、保育所等の保育施設の整備充実を努めるとともに、保育サービスについて、延長保育、一時保育、障害児保育等の充実等に努め、保育ニーズの多様化に対応します。

保育に関する市民の負担に対しては、保育料の適正な見直しを行い、市民の負担軽減に努めます。

#### (2) 乳幼児等医療の充実

子どもの病気やけがに対する経済的な支援として、乳幼児医療費助成制度、ひとり親家庭等医療費助成制度の充実を図ります。

<sup>3</sup> ネットワーク：網状につながったもの。またはつながりのこと。

### (3) 児童環境づくりの推進

子育て環境の変化や地域の特性を踏まえつつ、策定した次世代育成支援行動計画<sup>4</sup>に基づき、子どもたち及び親子の健全な遊び場を確保するため、児童館等の子育て支援施設の計画的な整備充実に努めます。

### (4) 児童虐待の根絶

地域ぐるみで子どもが健やかに育成されるよう、要保護児童対策地域協議会を設置し、児童相談所等との連携を図りつつ、児童虐待の早期発見や未然防止に努めます。

## 《主要な事業》

| 事業               | 事業概要                                 | 事業主体 |
|------------------|--------------------------------------|------|
| 家庭への子育て支援        | <b>子育て支援の充実</b>                      |      |
|                  | • 児童クラブの充実                           | 市    |
|                  | • 地域子育て支援センターの充実                     | 市    |
|                  | • 母親クラブ等の活動に対する支援                    | 市    |
| 地域社会での子育て支援      | • 家庭や子育てについての意識啓発活動の推進               | 市    |
|                  | <b>児童の健全育成、少子化対策の推進に向けた保育サービスの充実</b> |      |
|                  | • 保育料の見直しによる市民負担の軽減                  | 市    |
|                  | • 延長保育、一時保育、障害児保育等の充実                | 市    |
|                  | • 保育施設の整備充実                          | 市    |
|                  | <b>乳幼児等医療の充実</b>                     |      |
|                  | • 乳幼児医療費助成制度の充実                      | 市    |
|                  | • 母子父子医療費助成制度の充実                     | 市    |
|                  | <b>児童環境づくりの推進</b>                    |      |
|                  | • 児童環境づくり推進計画の実施                     | 市    |
| • 児童館の整備充実       | 市                                    |      |
| <b>児童虐待の根絶</b>   |                                      |      |
| • 地域、児童相談所との連携強化 | 県・市                                  |      |

<sup>4</sup> 次世代育成支援行動計画:次世代育成支援対策推進法に基づき、子育て家庭の支援を地域全体で推進して いくための計画。本市では「下関市次世代育成支援行動計画“For Kids”プラン2005」として平成17年度に策定された。



## 第7節 母子・父子福祉の充実

### 《現状と課題》

近年、離婚の急増等母子・父子家庭を取り巻く諸状況は変化し、子どもたちの健全な育成を図ることが困難な状況にあります。

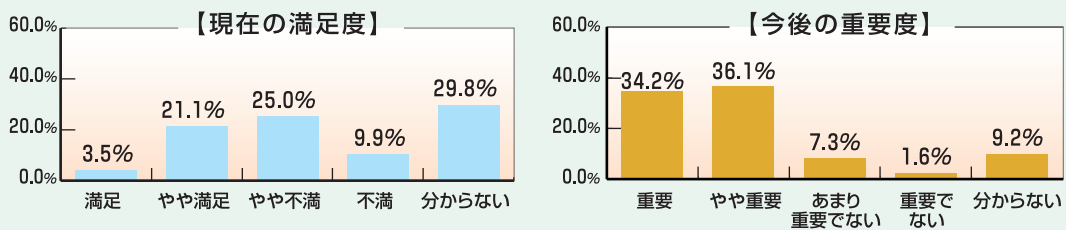
こうした中、母子・父子家庭の精神的・経済的基盤の確立に向けた、母子・父子福祉の充実が課題になっています。

本市では、これまで母子・父子家庭からの相談に応じ、その自立に必要な情報提供や指導、求職活動に関する支援、母子・父子家庭への医療費の補助等、相談活動の充実や各種援助対策を推進してきました。

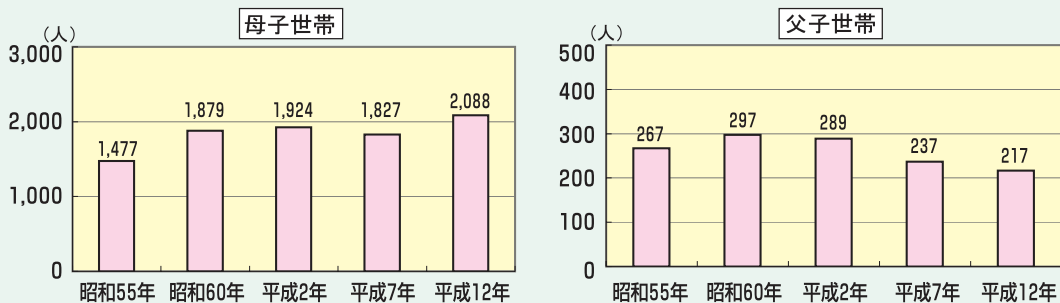
今後も市民のニーズに的確に応じつつ母子・父子家庭の自立の促進に向けた総合的な対応を行っていく必要があります。

■ 市民アンケート調査結果による施策の満足度・重要度 (回答者…2,430人)

#### 自立・支援対策、各種相談の充実など



■ 母子・父子世帯の推移 (各年10月1日現在)



資料: 下関市「下関市次世代育成支援行動計画“For Kids”プラン2005」  
旧下関市こども課・旧菊川町・旧豊田町・旧豊浦町・旧豊北町担当課

### 《基本方向》

- 母子・父子家庭の子育てのための支援システムをさらに充実し、母性の保護と自立支援、次代を担う子どもたちの健やかな成長を支援します。

## 《施策体系図》

母子・父子福祉の充実

自立・援助対策の充実

## 《各事業の方向》

### 1 自立・援助対策の充実

#### (1) 自立・支援対策の充実

母子・父子家庭等の保健の向上と、その生活の安定と福祉の増進を図るため、また、対象者のうち低所得者の自立を促進させる一助として、ひとり親家庭等医療費助成制度の充実を図ります。

また、母子・父子家庭等の福祉の向上を図るため、母子生活支援施設を運営し、児童に関するあらゆる相談を受ける窓口を設け、また、母子の抱える諸問題に対応するため、母子自立支援員を配置し、必要な情報の提供や指導及び支援を図ります。

## 《主要な事業》

| 事業         | 事業概要   | 事業主体        |
|------------|--|-------------|
| 自立・援助対策の充実 | <b>自立・支援対策の充実</b> <ul style="list-style-type: none"><li>母子父子医療費助成制度の充実【再掲】</li><li>母子生活支援施設の整備</li><li>各種相談事業の充実</li></ul> | 市<br>市<br>市 |



子育て支援センター

## 第8節 低所得者福祉の充実

### 《現状と課題》

近年、離婚やリストラ<sup>1</sup>による失業等により、それまでの生活基盤を突然失うという世帯が増加しています。

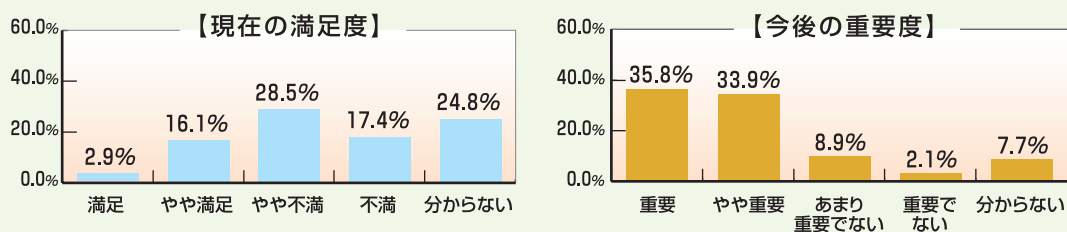
こうした継続的に生活が安定しない低所得者等に対する経済的な支援や技能習得のための支援のほか、傷病等で就労ができない世帯には、生活支援が必要となります。

日常生活において、自立を実現するためには、自己の健康管理、生活管理や地域での支えあいが必要であるとともに、生活支援が必要な市民が地域社会の一員としての自覚を持ち、自らが積極的に地域活動に参加することによって、充実した生活を行うことが求められます。

#### ■ 市民アンケート調査結果による施策の満足度・重要度

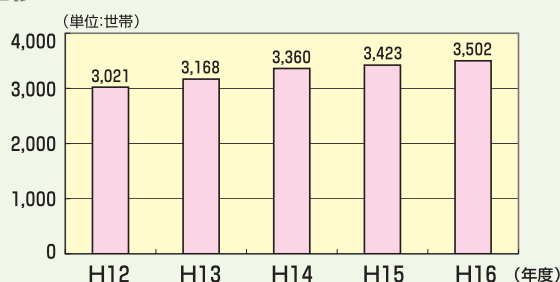
(回答者…2,430人)

##### 自立・援助対策、就労指導など



※無回答者の割合は省略しているため、総和は100%になりません。

#### ■ 生活保護世帯の推移



資料：山口県「生活保護状況」

### 《基本方向》

- 被保護世帯の実情を十分把握し、健康で文化的な最低限度の生活保障を適正に行うとともに、就労指導等を含めた生活相談体制等の充実を図り自立更生を助長し、安定した生活基盤の形成を促進します。

<sup>1</sup> リストラ: リストラクチャリングの略。企業が不採算部門を切り捨てたり、新規事業に乗り出すなど、事業構造の転換を目指すこと。

## 《施策体系図》

低所得者福祉の充実

自立・援助対策の充実

## 《各事業の方向》

### 1 自立・援助対策の充実

#### (1) 自立・援助対策の充実

自立・援助対策の充実に向け、生活保護制度の適正な運営と、広域的な推進体制の整備を図ります。

生活保護が必要な世帯のうち就労を阻害する要因のない者等に対し、就労を開始するための支援を行い、自立助長の促進を図ります。

就労支援については、就労支援員を設置することにより、職業安定所等関係機関との密接な連携を図りながら、専門知識による就労指導を行い、就労の開始による世帯の自立を促します。

## 《主要な事業》

| 事業         | 事業概要  | 事業主体                  |
|------------|---|-----------------------|
| 自立・援助対策の充実 | <b>自立・援助対策の充実</b> <ul style="list-style-type: none"><li>• 広域的な推進体制の整備</li><li>• 生活保護制度の適正な運営</li><li>• 民生委員等の活動の充実</li><li>• 関係機関との協力による就労指導等</li><li>• 救護施設の整備充実</li></ul> | 市<br>市<br>市<br>市<br>市 |

## 第9節 介護保険事業の充実

### 《現状と課題》

平成12年度から全国一斉に介護保険制度<sup>1</sup>が開始され、本市においても旧市町ごとに事業を運営してきており、開始年度に介護が必要であると認定された認定者数は9,309人でしたが、平成17年度には5割増の13,818人となっています。

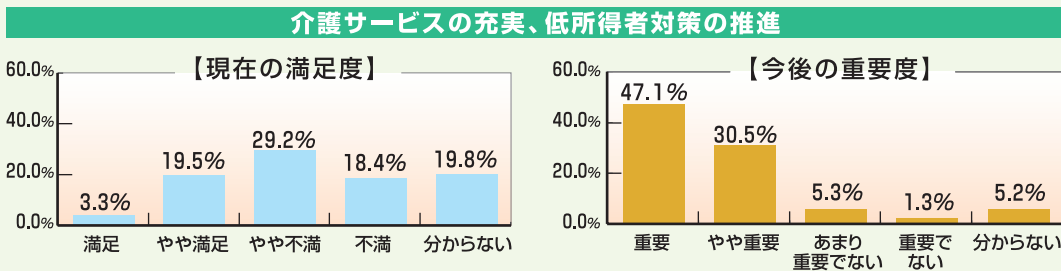
また、介護保険の給付費も平成12年度13,063,283千円であったのが、平成17年度には18,807,499千円と増大しています。

介護保険は、市民の老後の不安に応える不可欠な制度であり、高齢化が一層進展する本市において、制度の持続可能性を確保していくことが求められています。

このような中で、制度が将来にわたり市民生活の安心を支え続けられるよう、また、認知症<sup>2</sup>高齢者の増加等の新たな課題に対応できる制度となるよう、新しいサービス体系が必要とされています。

また、サービスの質の確保・向上を図るため、予防給付の対象者、内容、マネジメント体制<sup>3</sup>の見直しを行うことなどにより、制度を予防重視型システムへ積極的に転換する体制づくりが急務の課題となっています。

■ 市民アンケート調査結果による施策の満足度・重要度 (回答者…2,430人)

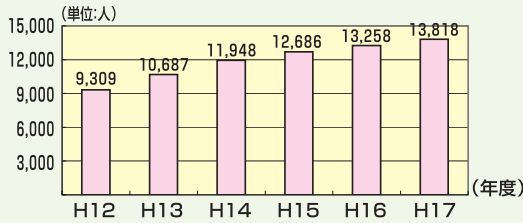


<sup>1</sup> 介護保険制度:40歳以上の方が被保険者となり保険料を負担し、介護が必要と認定されたとき、費用の一部を支払い、介護サービスを利用することができる社会保険制度のこと。

<sup>2</sup> 認知症:脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態であるもの。

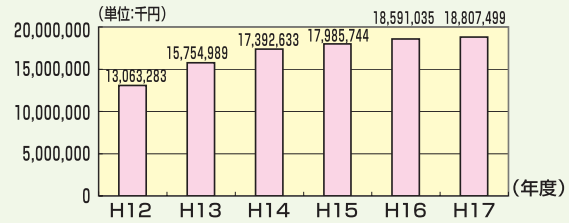
<sup>3</sup> マネジメント体制:介護サービスに関する相談業務、ケアプラン作成、サービス提供の確保から管理までを行い、最適な介護環境のアドバイスをすること。

### ■要介護認定者数の推移



※数値は、各年度末時点のものである。

### ■保険給付費の推移



資料:下関市福祉部

## 《基本方向》

- 介護保険事業のもとで利用者が適切なサービスを利用できるよう、関係機関と連携し、各種介護保険サービスの供給量の確保及び質の向上に努めます。
- 適切な事業運営に向け、需要動向等を踏まえた定期的な事業計画の見直しを行います。

## 《施策体系図》

介護保険事業の充実

介護保険の適正な運営

## 《各事業の方向》

### 1 介護保険の適正な運営

#### (1) 介護保険制度の充実

増大する介護ニーズに対応しつつ、より良質なサービス提供に努め、介護が必要となる段階に至る前から効果的な介護予防サービスを提供することができるよう、地域包括支援センターを中核とした総合的な「介護予防システム」を推進します。

また、新たなサービス体系として、認知症高齢者や中・重度の要介護高齢者が住み慣れた地域での生活を継続することができるように、その地域の特性に応じた多様で柔軟なサービスを提供できるよう「地域密着型サービス」の充実に努めます。

生活基盤が比較的弱い低所得者に対しては、介護保険料等の負担の軽減を図ります。

## 《主要な事業》

| 事業         | 事業概要                   | 事業主体             |
|------------|------------------------|------------------|
| 介護保険の適正な運営 | <b>介護保険制度の充実</b>       | 市<br>市<br>市<br>市 |
|            | • 適正かつ安定した制度の運営        |                  |
|            | • 介護(予防)サービスの充実(在宅、施設) |                  |
|            | • 地域支援事業の充実            |                  |
|            | • 低所得者対策の推進            |                  |